

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第3号

豊明市税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和8年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

## 豊明市税条例の一部を改正する条例

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条第1項中「、第74条の6第1項」を削り、同項第2号及び第3号中「第74条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第73条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第74条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第74条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第74条の3から第74条の8までを削る。

第74条の9の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第74条の3とする。

第75条の見出し、同条、第76条の見出し、同条及び第76条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項前段中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「かつ」を「、かつ」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同

条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号、第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 市税条例等の一部を改正する条例（平成26年豊明市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第4号

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分書  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部  
を改正する条例を別添のように専決する。

令和8年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

## 豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和４７年豊明市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改める。

附則第５項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する第４号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第１号中「個人番号をいう。以下同じ。」を「個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。」に、「以下同じ」を「以下この号において同じ」に改め、同項第３号を次のように改める。

- （３） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の豊明市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお、従前の例による。

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第5号

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分書  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の  
一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和8年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

## 豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第28号

工事請負契約の変更について  
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和8年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 工 事 名     | 国庫補助事業 防災調整池設置工事   |
| 2 工 事 場 所   | 豊明市沓掛町勅使地内   |
| 3 工 事 の 概 要 | 防災調整池 1箇所<br>貯留容量5,500m <sup>3</sup>                           |
| 4 請負契約金額    | 変更前 426,690,000円<br>変更後 497,473,900円                           |
| 5 契 約 期 間   | 変更前 令和7年9月2日着手<br>令和8年7月10日完了<br>変更後 令和7年9月2日着手<br>令和9年3月15日完了 |
| 6 請 負 契 約 者 | 豊田市青木町四丁目35番地2<br>株式会社成瀬組<br>代表取締役 成瀬 夢路登                      |

### 説 明

この案を提出するのは、国庫補助事業 防災調整池設置工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからである。

議案第 29 号

令和 8 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,912,332 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 5 月 15 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 8 年 度

---

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,584,065	210,793	1,794,858
	1 基金繰入金	1,544,383	210,793	1,755,176
歳入合計		27,701,539	210,793	27,912,332

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,660,157	210,793	1,870,950
	3 河川費	28,022	210,793	238,815
歳出合計		27,701,539	210,793	27,912,332

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	735,396	54,793	790,189
3. 公共施設建設及び整備基金繰入金	331,000	156,000	487,000
計	1,544,383	210,793	1,755,176

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	54,793	財政調整基金繰入金 54,793 増
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	156,000	公共施設建設及び整備基金繰入金 156,000 増

歳 出  
 8 款 土木費  
 3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	4,362	210,793	215,155	14. 工事請負費	208,696
				21. 補償、補填及び 賠償金	2,097
計	28,022	210,793	238,815		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事 業	210,793			156,000	54,793	防災調整池設置工事費 208,696 移転補償費 2,097
計	210,793			156,000	54,793	
	210,793			156,000	54,793	

## 選任第 1 号

常任委員会の委員の選任について  
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について  
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 8 年 5 月 1 5 日